

12 鉱区税に関する調

区 分		総 鉱 区		非 課 税 鉱 区		課 税 対 象 鉱 区		調 定 額
		件 数	面積又は延長	件 数	面積又は延長	件 数	面積又は延長	
試掘鉱区	石油及び天然ガス鉱区 その他の	52	9,541		百アール	50	9,123	千円 3,649
探掘鉱区	石油及び天然ガス鉱区 その他の							
砂鉱区	法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区 法第180条第1項第2号に規定する鉱区							
合 計								3,649

13 狩猟税に関する調

区 分			狩猟者登録総件数	調定額(千円)
法 第 七 百 条 の 五 十 二 関 係	第 一 項	第1号に該当するもの (16,500円)	77	1,270
		法附則第32条の2第1項に該当するもの (16,500円*1/2)	33	271
		法附則第32条の2第2項に該当するもの (16,500円*1/2)	268	2,198
		第2号に該当するもの (11,000円)	6	66
		法附則第32条の2第1項に該当するもの (11,000円*1/2)	0	0
		法附則第32条の2第2項に該当するもの (11,000円*1/2)	32	176
		第3号に該当するもの (8,200円)	132	1,083
		法附則第32条の2第1項に該当するもの (8,200円*1/2)	72	295
		法附則第32条の2第2項に該当するもの (8,200円*1/2)	418	1,714
		第4号に該当するもの (5,500円)	4	22
	法附則第32条の2第1項に該当するもの (5,500円*1/2)	2	5	
	法附則第32条の2第2項に該当するもの (5,500円*1/2)	21	57	
	第5号に該当するもの (5,500円)	9	49	
	法附則第32条の2第1項に該当するもの (5,500円*1/2)	0	0	
	法附則第32条の2第2項に該当するもの (5,500円*1/2)	34	92	
	課税免除 法附則第32条第1項に該当するもの	47		
	課税免除 法附則第32条第2項に該当するもの	0		
	小 計		1,155	7,298
	第 二 項	(4,100円)		
		(2,700円)		
第1号に該当するもの (2,000円)				
(1,300円)				
(1,300円)				
(12,300円)				
(8,200円)				
第2号に該当するもの (6,100円)				
(4,100円)				
(4,100円)				
小 計				
合 計		1,155	7,298	